

J Rサービック労「申」第13号

2026年2月18日

株式会社関西新幹線サービック

代表取締役社長 小松 修治 殿

J Rサービック労働組合

執行委員長 柳楽 関

雇用延長に関する緊急申し入れ

2月10日、65歳以降の雇用延長における面談において、鳥飼事業所の洗濯場に勤務するサービック労組の組合員であり、J S労の組合員でもある橋口なぎさんは、「洗濯場で続けることができるならお願いします」と申し出たが、北山副所長から「雇用延長しない」と通告された。その理由として告げられたのは、「洗濯場で待っている人がいる」「残るなら車掃（車両清掃）です」というものであった。橋口さんは、以前に車両清掃に従事していたが、クリーンアップ作業や床面ワックス掛け作業等で膝を痛め、変形関節症から2014年には、膝の人工関節置換術を受け、洗濯場への配置となった。橋口さんは、この時には労災申請はしなかったが、このような経歴があることから、洗濯場での雇用延長を求めているものである。会社はこの求めに対して、謙虚に誠意を持って対応する必要がある。よって、下記の通り申し入れるので、3月24日までに団体交渉を開催し、誠意ある回答を行うこと。

記

1. 橋口さんを洗濯場で雇用延長すること。

以上